

# 「少年法等の一部を改正する法律案」に対する意見書（要旨）

2006年 4月 3日  
子どもと法 21

## 1、子どもたちの声を反映し、現実を冷静に検証した議論を求めます

子どもたちには自分たちに関係する政策に意見を述べる権利があり、行政機関はその意見を考慮しなければなりません(子どもの権利条約第12条)。国連子どもの権利委員会の最終所見でも、子どもの意見の尊重および参加の促進が勧告されています。触法行為の背景には、家庭機能の不全、虐待といった問題が多く存在すると言っても過言ではありません。また、触法少年による凶悪事件が相次いで発生しているという事実は統計を見る限り認められません。このことは法制審議会の議事録にも法務省の発言として記録されています。

## 2、触法行為の調査は児童相談所で行うことを求めます

警察は犯罪の捜査を行う機関であり、児童福祉機関ではありません。触法行為は14歳未満の少年による行為であるがゆえに、犯罪ではなく、児童福祉の分野で扱われるべき行為です。また、く犯はそもそも犯罪ではなく、警察が積極的に調査を行うことは警察の権限の拡大につながるものでしかなく、児童福祉の後退につながりかねません。14歳未満の子どもたちによる触法行為は結果の重大なものであればあるほど、家庭機能の不全あるいは虐待といった問題が根底にあることが近年明らかになっています。警察ではなく児童相談所でのプロセスを通して、触法行為の存否、動機の解明等が行われることを求めます。

## 3、14歳未満の子どもたちを少年院に収容することに反対します

触法行為を行った子どもたちには、まず暖かな家庭的な雰囲気のある環境のもとでその育ち直しが保障される必要があります。子どもの権利条約を始めとする国際準則は、拘禁を最終手段と位置づけており、その利用を厳しく制限しています。さらには、国連子どもの権利委員会の最終所見においても、「拘禁に代わる措置を強化し、かつ、その利用を増やすこと」が勧告されています。14歳未満の子どもたちを拘禁を前提とした少年院に収容することは、子どもたちの成長発達を侵害するばかりか、国際的にも許されることではありません。

## 4、保護観察の遵守事項を守らなかった場合に、少年院に送致することに反対します

保護観察はお互いの信頼関係のうえに成り立つものです。制裁を背景にした遵守事項の強制は、子どもをおとなに服従させるものでしかありません。そのような関係では、いっしょに社会で生きていくパートナーとしてのおとなと子どもの信頼関係は育ちません。また、保護観察という終局処分を覆し、あらたに少年院収容という処分を決定することは、一事不再理の原則(憲法第39条、少年法第46条)に抵触するものと考えます。

## 5、親を責めるのではなく、子育ての環境整備を求めます

子どもの権利条約第18条にあるように、親が第一義的養育責任を果たすために必要な援助をすることが国の責任です。国がその責任を十分に果たすことなく親を追及し、断罪することは許されません。国は、まず親が安心してゆったり子育てができるように環境を整え、条件を整備する責任があります。